

【特別講演】

「海洋基本法・海洋基本計画の見直しにあたっての政治の役割」

東海大学 教授 武見敬三

海洋基本法、海洋基本計画の制定から5年が経過しようとしており、その見直しの時となった。中国の公船による侵犯や中間線よりも日本側での調査の監視等、強硬姿勢の動きがあり、今までの外交的な手段だけでは対策できない新しい局面へと突入している。アメリカは戦略的に地政学的な変化に対応しているのに対して、日本は個別議論のみで終始してしまっている。海洋基本法に基づく法整備で、総合海洋政策本部事務局が内閣官房に設置され、海賊処罰対処法、低潮線保全拠点施設整備法の2つの法整備を達成した。しかし、昨今の EEZ をめぐる情勢に十分に対応できていない。今後は今の総合調整機能だけでは不十分であると考えている。我が国としても EEZ を守るための国家の意志を強化する必要があり、覚悟を決めた対応が必要となる。大局的な視点を持った政治家的アプローチが今求められている。

政治は立法活動を通じて政策に関与する。法整備には政治的手法の他に法律的、官僚的手法によるアプローチがある。海洋基本法に基づき制定された海洋基本計画の解釈及び運用に際し、法律家的アプローチの場合は、国内法で対応するという考え方を規定した抽象的な理念法の枠に留まり、様々な現実の動きに対応した積極的な政策立案と結びつかない。

また官僚組織的なアプローチでは、予算確保等の各役所ごとの個別的利害が優先され、法の解釈及び運用に関する負の権力争いが発生する。海洋基本法と海洋基本計画とのギャップが大きいのはここに所以するものである。個別の役所の立場や官僚の組織内で考える現実主義が、結果的に役所毎のパッチワークになってしまったのではないかと考える。その点において、政治家的アプローチは大局的な視点を持った上で、問題意識を持って取り組むことができる。海洋基本法の制定において、超党派による動きが積極的に各役所を束ねる決定的な推進母体となったのは、この政治家的アプローチが良い意味で発揮されたからである。また国民を代表した議会を通じた立法活動は、国家の意志を示す重要な機能を持つことを忘れてはならない。海洋基本法の制定に際しての超党派の動きと同様に、同法の解釈及び運用に際しても政治家的アプローチが必要である。

政治家的アプローチで法整備を行う上で、その機能を担う総合海洋政策本部事務局の総合調整機能を強化すること、主体的戦略的な機能を持たせることは、もっとも優先的な課題でくる。また海洋基本計画の中では、単なる理念法ではなく、具体的な手続法として関連する法律を作ることが大切である。まずは現在機能していない参与会議の機能を強化し復活させることが求められる。その中で各役所を束ねた上で官民連携を可能とするような強力な人材を委員として任命すべきであろう。それにより積極的な政策立案を可能とする推進母体となるような参与会議にしていく等、既存の枠組みを強化することで本来海洋基

本法の中で期待されていた本部機能を作り出す行動を早速始めてほしい。

また同時に、政治的なアプローチでは、優先順位として、安全保障が大きく取り上げられ、次に資源開発、その次に環境保護という順番になる傾向がある。政治家のこれら海洋問題に関する認識を高め、海洋に対する政治のモメンタムをどのように作るかが問われる。政治的なモメンタムを作るためには、政治を動かす象徴的な事例を作っていくことが必要であり、その事例として EEZ の資源を守る為の法律を制定し、国家としての意志を示す事が良いと考える。多くのシンクタンクが議論のレベルを高め、質の高い政治的モメンタムを高めるようなオールジャパンの体制を築いていく。また会派や超党派の議連から、国会全体へとモメンタムを広げていくべきである。共産党を含めてほとんどの党が海洋基本法の制定に賛成したわけであり、現在の政治的な混乱を克服して国会全体にモメンタムを広げていくことは決して不可能ではない。ここには、政治工学的な発想が必要で、政治を動かすための組立てをデザインするというのも政治の役割だと考えている。